

特別定額給付金の申請はお済みですか

問 政策推進課 本 6階 TEL(53)7150

新型コロナウイルス感染症緊急対策の趣旨を踏まえ、家計への支援を行うための「特別定額給付金」の受付が開始されています。申請の受付には期限がありますので、お早めにお手続きください。

本給付金の詳細は、市または総務省のホームページでご確認ください。

- 給付対象者**…基準日(令和2年4月27日)時点で大田原市の住民基本台帳に記録されている方
- 受給権者**…給付対象者の属する世帯の世帯主
- 給付額**…給付対象者1名につき10万円
- 申請方法**…郵送申請方式またはオンライン申請方式
※郵送申請に係る申請書については、発送手続きが完了しています。オンライン申請には、マイナンバーカードが必要となります。
- 申請受付期間**…令和2年8月20日(金)まで
※郵送申請については、当日消印有効

●その他

- ▶申請書の記入漏れや添付書類の不足などが確認された場合は、一度返送させていただいています。内容をご確認いただき、改めて申請いただきますようお願いいたします。
- ▶申請書がまだ届いていない場合は、改めて発行しますので、上記までご連絡ください。
- ▶本給付金の情報は随時ホームページを更新しています。

☞ <https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2020042100047/>



大田原市特別給付金

令和2年度 那須地区消防組合職員採用試験

問申 那須地区消防本部総務課人事係
〒324-0062 大田原市中田原868番地12
TEL(28)5101

- 職種および人員**…消防吏員 若干名
- 受験資格**…平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度以上の学力を有する方(令和3年3月卒業見込の人を含む。)で、採用時に那須地区消防組合管内に居住できる方。
※那須地区消防組合管内とは大田原市、那須塩原市、那須町です。
※次のいずれかに該当する人は、応募資格がありません。
(1)日本国籍を有しない人
(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
(3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

●試験の期日・場所・内容

- ▶**第1次試験**
日時：9月20日(日)
場所：国際医療福祉大学(大田原市北金丸2600-1)
試験内容：教養試験および適応検査

- ▶**第2次試験**
10月下旬予定(詳細は1次試験合格者に通知します。)
試験内容：記述試験、口述試験および体力検査
- 最終合格発表**…11月中旬予定
- 採用予定**…令和3年4月1日
- 給与**…給料および各種手当は、組合規定により決定
- 試験要綱・申込書など**…試験案内および申込用紙は、那須地区消防本部総務課と管内各署で配布します。ホームページ上(<https://www.fire119-nasu.jp>)からもダウンロードできます。
なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。
- 提出書類**…「採用試験申込書」および「受験票」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、上記まで郵送してください。
※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を必ず同封のうえ、簡易書留で送付してください。
- 受付期間**…7月1日(水)～31日(金)(7月31日(金)の消印有効)

介護保険は社会全体で支える仕組みです 問 高齢者幸福課 本 3階 TEL (23) 8678

65歳以上の方が納めている介護保険料は、介護が必要な方へのサービス費用として大切な財源となっています。誰がいつ介護を必要とするかわかりません。そのため社会全体で支える制度となっています。制度の趣旨にご理解をお願いします。令和2年度の介護保険料は7月に個別に郵送でお知らせします。

●介護保険料の納め方

▶特別徴収(年金から天引き)
年額18万円以上の老齢年金、遺族年金、障害年金

などを受給している65歳以上の方は、原則、年金から天引きされます。

▶普通徴収(納付書払い)

65歳到達間もない方や、介護保険料の段階が年度途中で変更になった方、他の市町村から当市へ転入された方などは、市が送付した納付書で納める(普通徴収)方法となります。

※保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

介護保険Q & A

Q：介護保険料はいつから納めるの？

A：40歳になった月から納めることになります。
40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。
65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることになります。

Q：65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A：65歳になった方や、他市町村から転入された方などは、年金からの天引き(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)ことになります。

Q：納める方法は選べるの？

A：介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、自分で納め方を選択することはできません。

Q：年金から介護保険料を天引きされていたのに、途中から天引きがされなくなったのはどうして？

A：次のような場合、年度の途中で保険料の年金天引き(特別徴収)が中止となり、納付書で納める方法(普通徴収)になります。

- ・年度途中で介護保険料額や年金受給額が変更となった。
- ・年金を担保に融資を受けた、など。

Q：サービスを利用しなくても保険料は納めなければならないの？納めた保険料は返してもらえるの？

A：保険料は、介護サービスを賄う大切な財源となっています。このため、介護サービスを利用しなかったという理由では、介護保険料をお返しいすることはできません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。ご理解をお願いします。

Q：保険料を滞納するとどうなるの？

A：特別な事情がないのに保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

- ① 1年以上滞納すると、費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- ② 1年6か月以上滞納すると、費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。
- ③ 2年以上滞納すると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

Q：新型コロナウイルス感染症の影響で、給与収入や事業収入が減少しましたが、保険料納付の猶予や減免の制度はありますか。

A：一定の条件を満たす方は、保険料納付の猶予または減免の制度があります。高齢者幸福課介護サービス係にお問い合わせください。